

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 5月 18日

和歌山県知事 殿

提出者

住 所 和歌山県新宮市蜂伏18-7

氏 名 新宮市立医療センター  
 開設者新宮市長 田岡 実  
 (法人にあつては、名称及び代表)

電話番号 0735-31-3333

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	新宮市立医療センター
事業場の所在地	和歌山県新宮市蜂伏18番7号
計画期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	83 医療業
② 事業の規模	304床 (うち一般300床、感染症4床)
③ 従業員数	420人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生 → 分別 → 容器収納 → 院内移動 → 保管 → 委託処理

(日本工業規格 A列 4番)



## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理責任者 院長

事務担当 事務長  
庶務課長  
施設用度係長

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和 元 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	103.39 t	t
	(これまでに実施した取組) ・分別の徹底 ・医療従事者の意識向上		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	103.39 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・最適な分別方法を模索 ・医療従事者の意識向上		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・保管場所は施設内にある廃棄物置場の感染性廃棄物保管庫室とし、他の廃棄物と区別して保管。保管庫の扉は必ず施錠。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状維持の取組を継続

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 元 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 元 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 元 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行なう特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 元 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	103.39 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・単年度契約を交わし、適正な許可業者に委託。 ・許可業者より manifests の交付の提出。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	103.39 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状維持の取組を継続。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和元年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	103.39	t
	(今後実施する予定の取組等) ・運用開始した電子マニフェスト特別管理産業廃棄物の発生する問題を解決に向け取組を行う。		
※事務処理欄			